

医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について(厚生労働大臣宛て)

利用可能な状態となっていないなどのシステムに対する交付金相当額(1)(支出)	1333万円
全く利用されていないなど(システムの全部の機能が未利用等のもの)のシステムに対する交付金相当額(2)(支出)	2613万円
指摘の背景となった全く利用されていないなど(システムの一部の機能が未利用等のもの)のシステムに対する交付金相当額(3)(支出)	12億1237万円
(1)及び(2)の計(支出)	3946万円

1 医療情報連携ネットワークの概要等

(1) 医療情報連携ネットワークの概要

厚生労働省は、世界最先端IT国家創造宣言を受け、医療分野の情報化推進に係る政策を実施している。医療情報連携ネットワークは、病院、診療所等(医療機関等)の間で医療情報を、患者(医療情報を提供する患者を「参加患者」)の同意の下、電子的に共有する仕組みで、これにより同ネットワークに参加する医療機関等(参加医療機関等)の間の効率的な医療情報の共有が可能となる。

(2) 地域における医療情報連携ネットワークの整備等に対する支援

地域における医療情報連携ネットワーク(地域医療ネット)を整備する市町村、医療法人等(事業主体)は、同省が交付する各種交付金を活用して事業を実施するなどしている。

同省は、平成26年度から、都道府県に設置する基金(地域医療介護総合確保基金。「確保基金」)の造成に必要な経費の2/3に相当する額等について、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金を交付しており、21年度から29年度までの間に都道府県に設置する基金(地域医療再生基金。「再生基金」)の造成に必要な経費について、一般会計又は東日本大震災復興特別会計から地域医療再生臨時特例交付金を交付している。そして、都道府県は、地域医療ネットの整備等の事業について、交付申請書等の確認等を行った後、必要な経費を確保基金及び再生基金から取り崩し、事業主体に対して助成するなどしている(確保基金による助成等を「確保基金助成金」、再生基金による助成等と確保基金助成金を合わせて「基金助成金」)。

また、再生基金は廃止され、確保基金助成金の事業が後継事業として位置付けられている。

2 本院の検査結果

(注1)
25年度から29年度までの間に18都道県が交付した基金助成金により104事業主体が整備等を行った地域医療ネット60システム(助成対象事業費計191億2733万円、交付金相当額計155億8984万円)を対象として、同省、18都道県及び104事業主体において、会計実地検査を行ったところ、(注2)の13事業主体が整備等を行った9システムにおいて、次のような事態が見受けられた。

(注1) 18都道県 東京都、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(注2) 6都道県 東京都、北海道、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(1) システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態

(注3)
2道県から交付された確保基金助成金により2事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計4128万円、交付金相当額計1333万円)については、事業主体が、システムの動作について仕様で要求されている基本要件等が満たされているかなどの確認を十分に行っていないなどしていた。このため、システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収を了していた。そして、実際に整備されたシステムは、システムに利用者情報等を登録する機能が整備されていないなどしており、地域医療ネットが利用不可能な状態が1年以上継続していた。

しかし、2道県は、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、事業主体に対して当該事態を改善するための指導を行っていなかった。

なお、1システムは令和元年6月から利用が開始され、1システムは同年10月時点でも利用不可能

な状態となっていた。

(注3) 2道県 北海道、千葉県

(2) システムが全く利用されていないなどの事態等

ア 4都県から交付された確保基金助成金により5事業主体が整備等を行った5システム(助成対象事業費計8954万円、交付金相当額計2613万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、参加医療機関等及び参加患者が皆無となっていて未利用となっていたり、平成31年3月末時点における参加患者の数が50名以下となっていて、利用が低調となっていたりしていた。また、2県から交付された基金助成金により6事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計17億5599万円、交付金相当額計12億1237万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、システムの一部の機能が未利用となっていたり、利用が低調となっていたりしていた。

(注4) 4都県 東京都、千葉、愛知、鳥取各県

(注5) 2県 福島、愛知両県

イ アの事態に係る5都県において、交付申請時の審査の状況についてみたところ、4県においては、事業主体に対して、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の根拠等を申告させ、これに基づき十分に審査を行うなどしていなかった。また、東京都においては、上記事項のうち参加医療機関等の数以外の事項については申告させていなかった。

また、5都県における事業実施後の運用状況等の把握や事業主体に対する指導等についてみたところ、東京都を除く4県においては、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、全く利用されていないなどの状況が継続しているにもかかわらず、事業主体に対して、当該状況を改善するための十分な指導等を行っていなかった。

なお、会計実地検査後に5都県が指導等を行ったことなどから、計7システムの一部は利用が開始されるなどしている。

(注6) 5都県 東京都、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(注7) 4県 福島、千葉、愛知、鳥取各県

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

同省において、次のとおり是正の処置を要求し、今後、確保基金助成金により新たに整備される地域医療ネットが適切に運用されるよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 利用可能な状態となっていなかった1システムについて、確保基金助成金を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行うことを事業主体に指導を行うとともに、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握し、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導を行うこととするよう都道府県に対して周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査することなどとするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うこととするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)